



Title	東ドイツにおける投資金融改革:「資金自己調達」とその限界
Author(s)	白川, 欽哉
Citation	経済学研究, 47(4), 171-191
Issue Date	1998-03
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/32099
Type	bulletin (article)
File Information	47(4)_P171-191.pdf



[Instructions for use](#)

東ドイツにおける投資金融改革

——「資金自己調達」とその限界——

白川 欽哉

はじめに

本稿の課題は、ドイツ民主共和国（以下、東ドイツ）において、1970年代末に本格化したコンビナート改革¹⁾の途上で、ドイツ社会主義統一党（以下、SED）によって提起された経済計算制の改革を、制度と実態の両面から明らかにすることにある。そのために、まずは経済計算制改革の骨子となった82年の政令と、それを起点に数次にわたり変更された投資金融制度を分析対象に据えることにしたい。それより、政策当局の狙いの変化が浮き彫りになるとともに、組織改革を通じて独立採算の基本単位として位置づけられたコンビナート²⁾の資金調達や投資行

動にかけられた統制の内容が示されると考えたからである。さらに本稿では、制度分析の結果を踏まえて、改革期における投資資金の調達状況を国家の財政的テコ入れの実態を交えながら分析し、コンビナート独自の資金調達力について検討することにしたい。それは、研究史的に不明瞭であった当時の改革の効果を検証する作業であると同時に、コンビナートがどの程度まで国家から自立したものになったのか、という改革の評価をめぐる問題とも接点を持つものである。別のいいかたをすれば、本稿は、これまで国家的工業管理システムの分析を通じて蓄積されてきたコンビナートの自立性の問題を、コンビナートの投資金融力という視角から解明しようというのである。

1) 筆者は、これまで下記の論文を通して、東ドイツ建国期からコンビナート改革に至るまでの工業組織および管理組織の変化を整理するとともに、改革の内容とその問題点について検討した。拙稿「東ドイツにおける工業企業の国家管理(1945～79年)——人民所有企業連合とコンビナート——」, 北海道大学『経済学研究』第43巻, 第2号, 1993年, 同「東ドイツにおけるコンビナート改革(1976～85年)——工業組織改革の構想と問題点——」, 『土地制度史学』第152号, 1996年。

2) コンビナート令第1条第3条。この政令以前には、人民所有経営が基本単位と位置づけられてきた。人民所有経営連合やコンビナートは、あくまでもその連合体という考え方があったのである。しかし、同政令で経営はコンビナートに準ずるものとされ(第31条～第34条), 人民所有経営連合に関する規定は廃棄された。Verordnung für die volkseigenen Kombinate, Kombinatbetriebe und volkseigenen Betriebe vom 8. November 1979, in: *Gesetz-*

I 経済危機と経済計算制改革

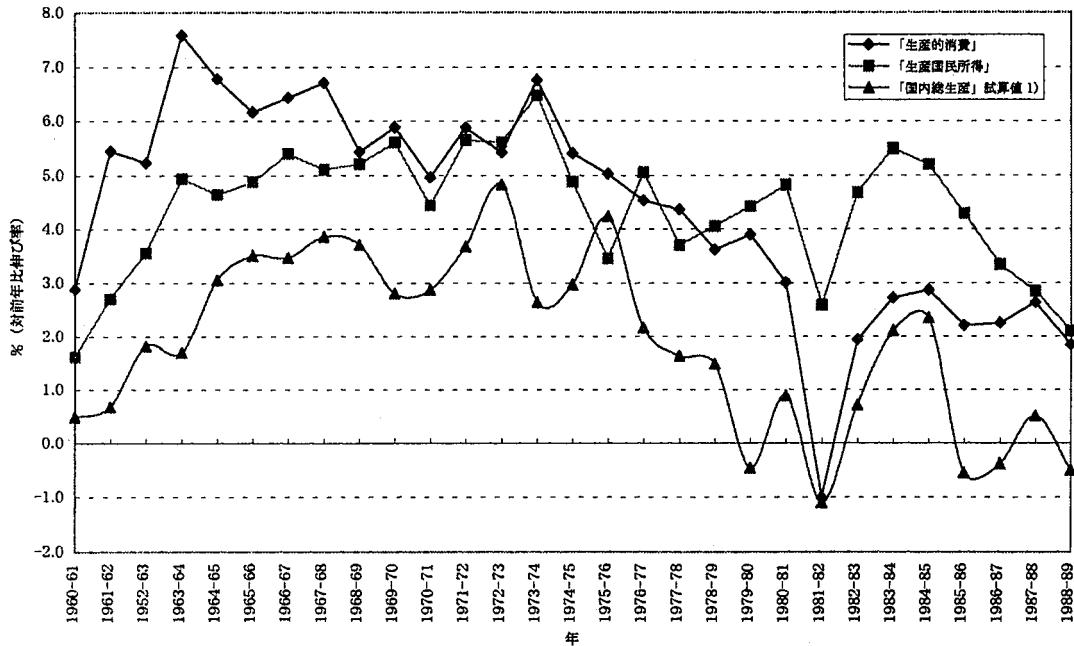
1. 1970年代半ば以降の東ドイツ経済

1980年代初頭に経済計算制の改革が実施された背景を捉えるため、そこに至るまでの国民所得の動向を確認しておこう³⁾。第1図に示され

blatt (以下, *GBL*.) Teil 1, 1979, Nr.38, S.355.

3) その際問われるのは、SED・政府の検閲・修正による数値の操作である。コッケルによれば、1970年代末まで、統計局に報告された数値は、コンビナート・傘下経営の虚偽の報告による「誤差」を含みつつも実態をかなり忠実に反映するものであったことが指摘されている。しかし、公開の段階では恣意的な修正がなされ、それは80年代に入って甚だしくなったともいわれ

第1図 東ドイツにおける国民所得の推移



図注1) メルケル、ヴァールが試算した「国内総生産」(1985年価格:西ドイツマルク)の伸び率を、「生産国民所得」(1985年価格:東ドイツマルク)の伸び率と比較すると、以下の違いが指摘される。(1)1960年代~70年代初頭にかけて、試算値よりも公式統計数値のほうが1-3%高いが、変動パターンに類似性が見られる。(2)70年代半ばから80年代初頭の伸び率の急落(試算値)が、公式統計では上昇局面(81~82年を除く)となっている。(3)80年代後半は3-5%の上方修正と思われる現象が見られるが、いずれも成長率の再低落を示している。なお、公式統計の成長率が高くなる理由としては、固定価格制度下において物価や為替相場の実質的変動が補足されていない、食糧嗜好品等の「青空」市場価格、闇価格が考慮されていない、などが指摘される。

資料: Staatliche Zentralverwaltung für Statistik (Hrsg.), *Statistisches Jahrbuch der DDR 1987*, Berlin, S.101; Statistisches Amt der DDR (Hrsg.), *Statistisches Jahrbuch der DDR 1990*, Berlin, S.101 und S.103; Wilma Merkel/Stefanie Wahl, *Das geplünderte Deutschland. Die wirtschaftliche Entwicklung im östlichen Teil Deutschlands von 1949 bis 1989*, Bonn 1991, S.48-49; 中村靖『計画経済のマイクロ分析』日本評論社, 1992年, 102-104頁。

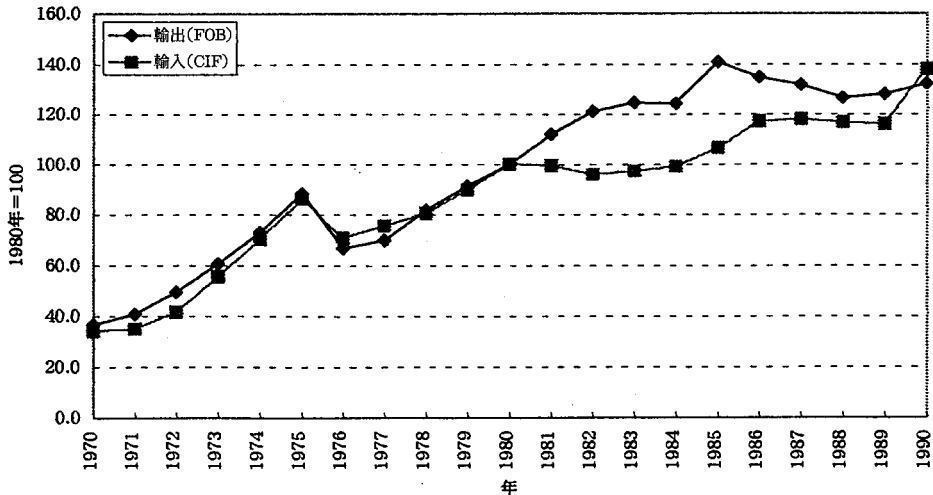
る三つの指標のうち、「生産された国民所得」(以下、「生産国民所得」)は、「生産的分野」(工業、建設業、農業、交通・運輸、郵便・電

信・電話、商業)で生み出された付加価値の集計額である。この指標は、具体的には「生産的分野」の労働者・職員の賃金・俸給(報奨金お

ている。その実態については、近年リッペの研究によって明らかにされている。クラウス・コッケル(濱砂敬郎訳)「旧ドイツ民主共和国における政府統計の若干の問題点」,九州大学ドイツ経済研究会編『統合ドイツの経済的諸問題』九州大学出版会, 1993年所収, 241-242頁。Peter von der Lippe, *Die politische Rolle der amtlichen Statistik in der ehemaligen DDR*, in: *Jahrbuch für Nationalökonomie und Statistik*, Band 215, Heft 6, 1996,

S. 641 ff. この問題を克服する第一歩として、東ドイツ統計局(国家中央統計局から改組)は、DDR統計年鑑90年度版で、国連SNA勘定に倣った集計を試みているが、時期は80年代に限定されている。このほか、国連、世界銀行等がUSドルでの換算を、ドイツ連邦統計局がドイツマルクでの換算を試みているが、各々の資料の数値は必ずしも整合しない。それらを含めた包括的統計分析は別稿に譲ることとする。

第2図 東ドイツの輸出入の動向



* 欧州経済委員会 (Economic Commission for Europe) の US ドルベースでの集計値にもとづく。

資料: Paul Marer/Janos Arvay, *Historically Planned Economies. A Guide of the Date*, Washington 1992, p.140-141.

よび現物支給, 生産協同組合の構成員や自営業者の収入をも含む) および粗利益(各種国庫納入金, 各種保険料, 利子, 純利益等)から構成される。ただし, SNA 勘定 (System of National Accounts) で算定される「国内総生産」とは異なり, 政府・地方自治体, 諸団体の各種サービス, 教育・文化・スポーツ, 医療, 金融機関等の活動は, 「非生産的サービス」として集計の対象から除外されている⁴⁾。図では, その点や西ドイツの商品・サービスの品質・耐久性との相違, 生産性格差, 価格制度上の相違,

輸出入時の為替相場などを加味して算定された「国内総生産」の試算値を示しておいた。

いま一つの指標である「生産的消費」は, 「生産的分野」のすべての経営(個人経営を含む)において生産に投入された原燃料・エネルギーおよびその他の中間製品(同指標の92~95%を占める:以下, 原材料と総称), 生産的サービス, 機械・設備の減価償却費, 土地の使用料等を合計したものである。したがって, 同指標は, 「生産国民所得」のようなネット(純)の指標とは異なり, 中間製品の重複計算を生じさせるという問題点を有している。しかし, ここでは, 原材料投入の規模の変化が生産活動全体(総産出高)に与えた影響を推量するために, あえてこの指標を用いる。

以上を確認したうえで, まず「生産国民所得」の動向を見ると, 「ベルリンの壁」が構築された1961年に前年比1%台にまで落ち込んでいた同指標の伸び率が, 60年代半ばまでに回復し, 以後70年代半ばに至るまで5~6%台で推移してきたことがわかる。同様の動きは, 数値の高さの違いこそあれ, 「国内総生産」試算値から

4) SNA 勘定による国民経済計算指標との比較にあたっては, まずこの点が考慮されねばならない。「非生産的」分野のサービスの集計値が初めて公開された DDR 統計年鑑90年度版によれば, その国民総生産に占める割合は, 1980年代全般を通して10-11%(当年価格比)であった。これに「生産的分野」に分類されている商業と交通・運輸サービスを合算しても20%強にすぎず, 西側先進国に比してサービス社会への転換が遅れていたといえよう。Statistisches Amt der DDR (Hrsg.), *Statistisches Jahrbuch der DDR*, Berlin 1990, S.107.

も読みとることができる。しかし、そうした趨勢は、70年代半ばを境に崩れ、徐々に成長に陰りがみられるようになった。図からは、同指標が75～76年に低下して以降、伸び悩んでいたことがわかる。確認のために、71～75年および76年～80年の五カ年平均で同指標の伸び率を計算してみても、それぞれ4.5%および3.4%となり、水準の低下は明らかである。

この動向の背景には、第一次オイルショック以後、コメコン域内において、原燃料を含む工業製品の価格設定に、上昇傾向にあった世界市場価格が考慮されることになり、その影響が資源依存国である東ドイツにも及ぶようになったことがあげられる。1976年には原燃料、77年には工業用半製品など一連の製品グループの価格が引き上げられたことにより、原材料の投入増が発生しかねない状況になったのである。さきの第1図からは、こうした事態に対処すべく、「生産的消費」が大幅に抑制されたことがわかる。また、第2図からは、76年に輸入が大きく削減されて以降、その増加の幅が縮小していったことがわかる。輸入品の6割強が、原油等の天然資源、鉄・非鉄金属、金属・合成樹脂・ゴム半製品、食品加工原料などの工業用素材であったことを勘案すると、輸入削減も「生産的消費」の抑制措置の一つであったということができよう。これらはさらに、生産活動全体の停滞につながり、上述した「生産国民所得」の伸び率の低下を引き起こしたのである。

この状況は、さらに、第二次オイルショック期の1980年に追加的に決定された原料および半製品・完成品、大衆消費財等のコメコン域内価格の引き上げ、ソ連からの原油供給量の削減の提案などによって一層深刻なものとなった。予想される危機を回避すべく、81年春のSED第10回大会では、技術革新による減量生産体制の構築や、輸入抑制のためのエネルギー源や鉱物性原料の国内産資源への代替（たとえば、石油から褐炭へ）が提案された。この投入削減・資源節約を基調とする政策をうけて、翌82年には

前年度実績を下回る原材料投入がなされたが、それによる生産規模の縮小は「生産国民所得」の伸び率の急落にもつながってしまったのである（80～81年：4.6%、81～82年：2.5%）。このことは、間接的にはあるが、東ドイツ経済全体の生産性の低さ、それを支える技術的基盤の弱さを示唆するものでもあったといえよう。

以上で見てきたように、東ドイツ経済は、1970年代半ばを境に成長率低下の問題に直面するようになった。この状況下で、SEDと政府は、1971年（SED第8回大会）以来の基本路線となっていた「経済政策と社会政策の統一」を堅持し続けた。この路線は、一言でいえば高度な生産力に基礎づけられた経済成長の果実を国民生活や福祉の向上に振り向ける、というものであった。第1表からは、この路線が提案される直前まで、「国内で使用された国民所得」に占める「消費」（個人が享受する各種の財貨・公的サービス）の割合が、50年の86.8%から70年の70.9%へと大きく減少したことを確認できる。その後、この割合は、さきの路線が提起された71年に前年の70.9%から72.1%に上昇したが、つぎの増大傾向が現れたのは70年代末であった。さらに、SED第10回大会で基本路線の継承が決定された翌年の82年には「消費」の割合は一挙に78%台に増加し、以後その水準で推移した。そのうち増加が目立ったのは個人消費であった。経済成長率の低下が顕在化していたにもかかわらず、個人所得や公的サービス、企業内福利厚生等が拡充されたのである。この措置の裏側には、経済危機下の体制維持という政治的要因が強く働いていたことが考えられる。

他方で、固定投資および在庫投資からなる「蓄積」の割合は、1970年までに建国当時の二倍以上に増加した（絶対額では約10倍）。とくに固定投資分については、約4倍（絶対額で18倍）の伸びを遂げていたのである。しかし、さきの路線提起後に、「蓄積」の割合は、「消費」の漸次的増加とは裏腹に低下を続け（70年代前半と後半）、82年には21%台に急落した。以後、

第1表：国内で使用された国民所得*に占める「消費」と「蓄積」（1985年価格）

[単位：100万マルク，（％）]

年	国内で使用された国民所得	うち、「消費」			うち、「蓄積」		
		総額	個人消費1)	社会的消費2)	総額	固定投資3)	在庫投資4)
1950	32,030	(86.8)	(73.1)	(13.7)	(13.2)	(5.8)	(7.4)
1955	58,502	(86.4)	(72.1)	(14.3)	(13.6)	(11.8)	(1.8)
1960	90,770	(77.3)	(64.2)	(13.1)	(22.7)	(18.8)	(3.9)
1965	104,917	(74.9)	(61.5)	(13.4)	(25.1)	(19.7)	(5.4)
1970	139,928	(70.9)	(57.1)	(13.8)	(29.1)	(24.6)	(4.5)
1971	144,837	(72.1)	(57.4)	(14.7)	(27.9)	(23.3)	(4.6)
1972	153,078	(72.7)	(57.6)	(15.1)	(27.4)	(23.0)	(4.4)
1973	162,847	(72.2)	(57.1)	(15.1)	(27.8)	(23.6)	(4.2)
1974	173,207	(72.2)	(56.6)	(15.6)	(27.8)	(23.3)	(4.5)
1975	177,916	(73.1)	(57.0)	(16.1)	(26.9)	(23.6)	(3.3)
1976	188,991	(72.4)	(56.1)	(16.3)	(27.7)	(23.6)	(4.1)
1977	198,731	(72.0)	(55.6)	(16.4)	(28.0)	(23.5)	(4.5)
1978	200,294	(73.7)	(57.0)	(16.7)	(26.3)	(23.9)	(2.4)
1979	202,332	(75.3)	(58.6)	(16.7)	(24.7)	(23.7)	(1.0)
1980	212,761	(73.8)	(58.0)	(15.8)	(26.2)	(22.1)	(4.1)
1981	214,798	(74.7)	(58.8)	(15.9)	(25.3)	(22.1)	(3.2)
1982	207,405	(78.3)	(61.8)	(16.5)	(21.7)	(20.9)	(0.8)
1983	207,522	(78.5)	(62.3)	(16.2)	(21.5)	(20.2)	(1.3)
1984	214,574	(78.8)	(62.7)	(16.1)	(21.2)	(17.7)	(3.5)
1985	224,940	(78.6)	(62.6)	(16.0)	(21.4)	(17.5)	(3.9)
1986	234,400	(78.6)	(62.6)	(16.0)	(21.4)	(18.2)	(3.2)
1987	244,880	(78.3)	(62.1)	(16.2)	(21.7)	(19.4)	(2.3)
1988	257,350	(77.3)	(61.4)	(15.9)	(22.7)	(19.6)	(3.1)

* 「国内で使用された国民所得」（1985年価格）：生産国民所得－（輸出－輸入）

- 1) 小売店からの商品購入，その他の商品購入（農場の青空市場，工場内食堂，水光熱費），サービス供給への支払い（交通，電話，クリーニング，修理・修繕，住居修理），無償で得た商品・サービス（自家消費のための農産物，現物支給の形での社会保障サービス，工場からの現物支給）からなる。
- 2) 経営体および施設における文化的・社会的サービスの享受（住宅供給・地方行政サービス，教育，文化・芸術，保健，社会保障，スポーツ，保養），全社会的欲求の充足のためのサービス供給の享受（金融機関，科学・技術，行政機関，社会団体）からなる。
- 3) 生産的分野における固定設備向け純投資（粗投資から減価償却，ファンド使用料，家賃・賃貸料を差引いて算定）と非生産的分野の投資からなる。
- 4) これにより，物的流動資産の在庫，家畜数，森林資源のストックが変動する。

資料：Staatliche Zentralverwaltung für Statistik (Hrsg.), *Statistisches Jahrbuch der DDR 1987*, Berlin, S.102; Statistisches Amt der DDR (Hrsg.), *Statistisches Jahrbuch der DDR 1990*, Berlin, S.106. 表注3) から明らかのように，「蓄積」には更新投資分が含まれていない。

「蓄積」の割合はほぼ一定水準で推移したが、その内訳を見ると固定投資分が80年代半ばまで減少し続けたことがわかる。

この動向は、国民経済全体の投資の伸びにも現れた。第3図からは、70年代半ばから投資活動全体が冷え込んでいったことを確認できる。特徴的なのは、それまで高率を維持してきた非生産的分野への投資も、70年代末以降大幅に減退し、それが80年代半ばまで続いたことである。これにより生産的分野への資金源が確保されようとしたことがわかる。相対的に低下の幅が小さかった工業向けの投資についても、81~82年にマイナス成長を記録してからは不安定な伸びが続き、それは経済成長の回復の兆しが見られた83~85年にも変わることはなかった。

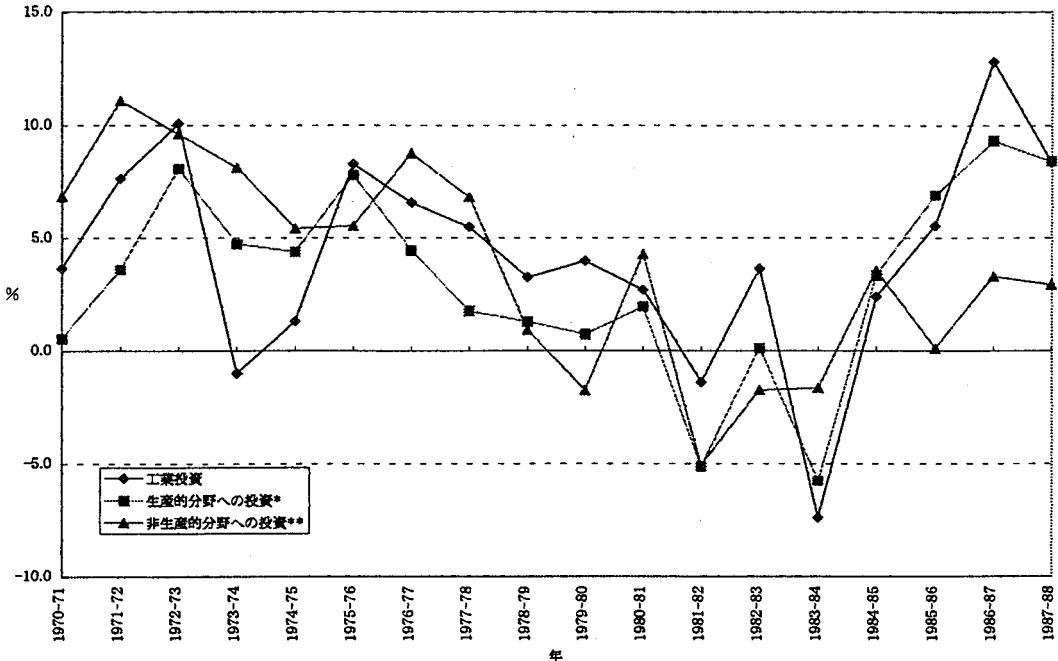
以上で見てきたように、東ドイツでは、70年

代半ばから80年代初頭にかけて低成長の色合いが濃くなったにもかかわらず「消費」を優先することで先の基本路線を堅持しようとする動きがあったことがわかる。その一方で、「蓄積」(=投資活動)を軽視し続けることは、その後の経済政策の重大な障害になる可能性を秘めていた。

2. 1982年経済計算制令

1970年代半ばから80年代初頭にかけての経済環境の変化は、SEDによる新たな経済政策や新路線の提案につながった。81年4月にはSED第10回大会において「80年代経済戦略」が提起された。この戦略の核心は、マイクロエレクトロニクス技術を基盤とする機械化の推進、コンピューターに支援された生産制御システムの導入等を通じて、「生産的消費」の節約・削

第3図 投資の対前年伸び率の推移



* 生産的分野：工業、建設業（住宅建築を除く）、農林業、運輸業、郵便・通信業、国内商業、その他
 ** 非生産的分野：住宅建設、教育、文化・芸術、医療・福祉、保健・スポーツ

資料：Staatliche Zentralverwaltung für Statistik (Hrsg.), *Statistisches Jahrbuch der DDR*, Berlin 1987 (S.15) ; 1989 (S.105-106) ; Statistisches Bundesamt der DDR (Hrsg.), *Statistisches Jahrbuch der DDR*, Berlin 1990, S.113-114.

減を実現し、それを国民所得の増加に結びつける、というものであった⁵⁾。そのために、新規投資を研究・開発や設備刷新に振り向けることが要請された。また、投資資金の節約を目指して既存設備を長期的に利用したり、部分的な改良投資によって生産性を上げることが提案された⁶⁾。現実には、国民所得の成長率低下や「消費」優先の政策がさきの「経済戦略」を制約しかねない状況下で、縮小傾向にあった可処分資金をいかに効果的に投資するかが危機打開の鍵を握っていたといえよう。

さらに党大会では、計画経済の運営上の基本路線として「管理、計画策定、経済計算制の一層の完成化 (weitere Vervollkommnung der Leitung, Planung und wirtschaftlichen Rechnungsführung)」が打ち出された。この路線は、それまで掲げられてきた「管理と計画策定の完成化」(第8回党大会：71年)、「管理、計画策定、経済的刺戟付与の完成化」(第9回党大会：76年)を踏襲しつつも、経済計算制に力点を置くという点で違いを見せた⁷⁾。この路線を具体化すべく、1981年11月には、SED 政治局においてコンビナートを基本単位とする経済計算制の強化が決定された。その方向性は、82年1月に公布された『計画を基礎とする経済計算制の一層の完成化に関する閣僚評議会令』(Verord-

nung über die weitere Vervollkommnung der wirtschaftlichen Rechnungsführung auf der Grundlage des Planes : 以下、82年政令とする)において示された⁸⁾。この政令は、さきの戦略課題達成のために、コンビナートの投資資金調達の枠組みを変更しようとするものであった。そのために、(1)原材料コスト、管理コストの計画的な削減(政令第2章)、(2)国庫納入義務や自己ファンドの形成といった利益運用に関わる諸原則の改定(第4章)、といった具体策があげられた⁹⁾。より詳しくみよう。

コスト削減の第一の試みとして、政府はコンビナートに、原材料および管理コストの削減目標を通達することになった。また、コンビナートは上級機関へのコスト削減計画の提案に際して、具体的な解決策を示さねばならなくなった。

8) Verordnung über die weitere Vervollkommnung der wirtschaftlichen Rechnungsführung auf der Grundlage des Planes vom 28. Januar 1982, in: *GBL Teil 1*, 1982, Nr. 3, S. 85-92. なお、過去に遡ってみた場合、経済計算制そのものを扱った法令は以下のものしかない。Verordnung über die Maßnahmen zur Einführung des Prinzips der wirtschaftlichen Rechnungsführung in den Betrieben der volkseigenen Wirtschaft vom 20. März 1952, in: *GBL Teil 2*, Nr. 38, S. 225-226 (第一次～第七次施行令がこれに続く)。

9) このほか、第3章では、研究・開発の企画・実施や資金調達に関する計画書の作成がコンビナート長に義務づけられた。第4章では、本文で示したもの以外に、合理化向けの設備製造に必要な資材の調達を促進するために、流動資産信用の積極的利用を認める項目が設けられた。第5章では、毎年の製品価格の改正にあたり、過剰な利益を含む価格設定をしないこと、技術的に陳腐化した製品の価格を下げることが義務づけられ、直接的・間接的に中間製品の消費の抑制を図ることが要請された。反対に、コンビナートが原料・資材の節約に向けて開発した新製品・改良製品については、改正の際に価格割増が認められた。第6章では、輸入節約と輸出奨励に向けて追加的な報奨を与えることが約束された。また、対西側輸出の拡大に強制力を働かせる意味で、外貨収入に対するコンビナート長の責任が高められた。

5) *Bericht des Zentralkomitees der SED an den X. Parteitag der SED*, Berlin, 1981, S. 65ff.

6) 同党大会では、戦略課題がそれまでの経済成長から必然的に生まれたものとして提案された。しかし、さきの経済環境の変化を見る限り、それは危機意識の明確な表れであったといえよう。Kurt Erdmann, *Neue betriebswirtschaftliche Grundsatzentscheidungen*, in: *Deutschland Archiv*, Heft 4, 1982, S. 404.

7) 後年、1980年代初頭の「新しい施策の重点は、間接的制御、すなわち経済計算制に置かれたことは全く明白である」という指摘がなされている。Doris Cornelsen, *DDR-Wirtschaft im ersten Halbjahr 1987*, in: *Deutschland Archiv*, Heft 9, 1987, S. 955.

それに加えて第二に、コンビナート長は、エネルギー・燃料、運搬・運輸、宣伝等の経費項目について独自の削減計画を決定する権限を有することになった。これは、より生産の場に近いコンビナート本部の判断に依りながら、コスト削減の可能性を広げようとする試みであったといえよう。第三に、計画目標の達成への責任を高めるため、コスト削減計画の不履行に関するコスト報告書(Kostenrapport)を上級管理機関に提出することが義務づけられた。この処分後も計画が達成されない場合には、コンビナートの自己ファンド(詳しくは後述)の運用が部分的に凍結されることになった。こうした制裁的な方策とならんで、82年政令は、勤労者や労働者集団への物的報奨によってコスト削減を促すことをも規定した。具体的には、コスト削減計画の達成あるいは超過達成を、コンビナートの物的奨励ファンドへの資金繰りにリンクさせる、というものであった。

コスト削減と並行して、82年政令は、コンビナートに留保される利益の運用に関する諸原則をも定めた。粗利益から控除される国庫納入金と、投資や福利厚生関連の自己ファンドへの資金繰入れについての諸原則がそれであった。国庫納入に関する重要な変化は、政令が、コンビナートの利益計画の達成・未達成にかかわらず、国庫納入金の一つである純利益控除(Nettogewinnabführung: 以下、NGA)の完全納付を要請したことである。この変化は、同納入金を控除した後の留保純利益や、その運用に決定的な影響を及ぼすものであった。

この82年政令以降、SEDと政府は、1982年から87年にかけて、1)国庫納入義務、2)自己ファンドの形成と使用、3)銀行信用等に関する政令や省令を「集中豪雨」的に改定していった¹⁰⁾。それらは、コンビナートの資金循環の在

り方を直接的・間接的に左右するものとなった。それはまた、「80年代経済戦略」が要請する生産性や収益性の増大を資金面から支える投資金融制度の変更につながるものでもあった。

II コンビナートの資金循環と国庫納入制度

1. 投資ファンドを軸とする資金循環

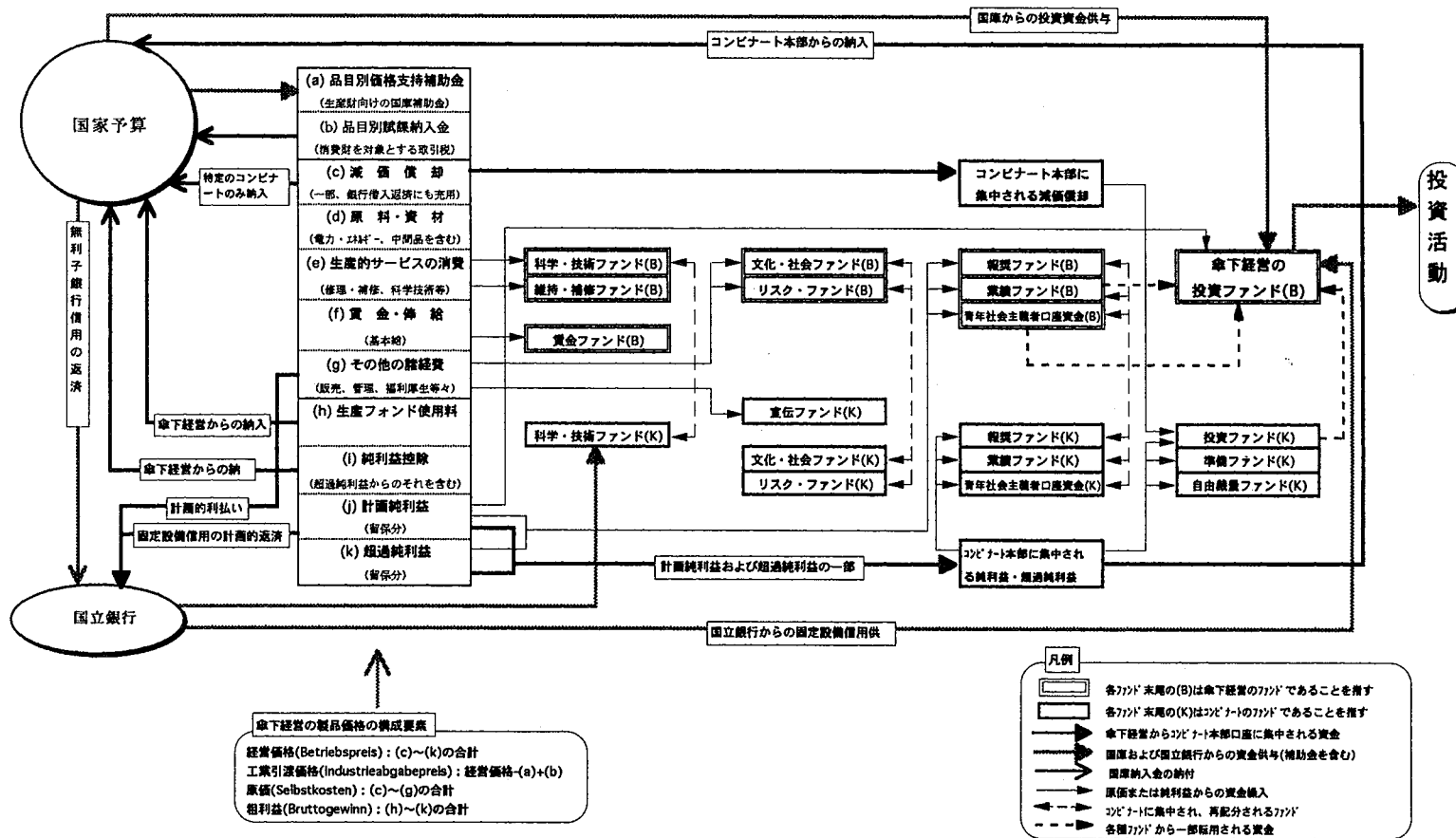
1982年の経済計算制令に続く諸制度の改定内容を分析する前に、あらかじめコンビナートの資金循環の基本構造を確認しておくことにしよう。第4図に示したように、コンビナートには、傘下経営における各種自己ファンドの形成と運用、傘下経営からのコンビナート本部への資金集中とその後の再配分といった内部的な資金循環があったとともに、国庫への納入金の納付と再配分や、国立銀行から供与される利付き固定設備信用とその元利返済のような外部機関との関係を示す資金循環があった。

傘下経営ないしコンビナート本部の自己ファンドの基本的な資金源は、製品原価(計画額)から回収される資金(減価償却を含む)と国庫納入金を控除したのちに得られる純利益であった。原価回収によって形成される自己ファンドは、各ファンドの計画額を個々の製品価格(国定価格)に比例配分的に組み入れることによって調達されていた。そうした自己ファンドには、労働者・職員の基本給分に当たる賃金ファンド、科学・技術ファンドや維持・補修ファンドのように研究・開発や生産活動に充用されるもの、文化・社会ファンドのように福利厚生施設に充用されるものなどがあった。これらのファンドは、基本的に傘下経営において形成・運用されたが、コンビナート全体の生産力の引上げや福利厚生の拡充を目的に、その一部がコンビナート本部のファンドとして徴収され、再配分される場合があった。他方、純利益を源泉とする自己ファンドは、傘下経営が獲得した粗利益から

10) Kurt Erdmann, a.a.O., S.402.青木國彦「東ドイツ経済運営の'82年改革」について, 社会主義研究会編『社会主義経済研究』第2号, 1984年4月, 31頁, 谷江幸雄『東ドイツの農産

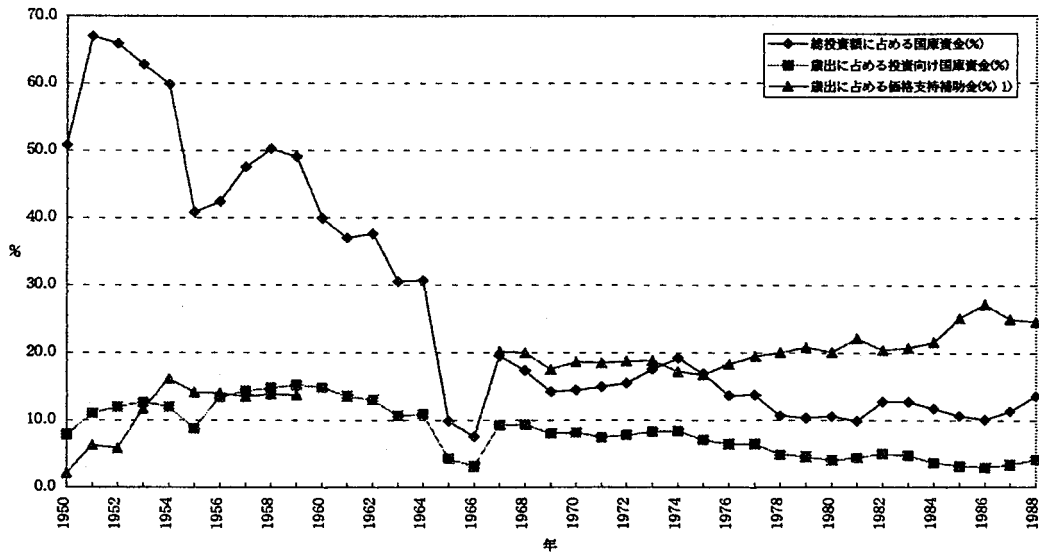
物価格政策』, 法律文化社, 1989年, 203頁。

第4図 コンビナート内の資金循環 (1982年『通達』時点)



資料: Anordnung über die Finanzierungsrichtlinie für die volkseigene Wirtschaft vom 28. Januar 1982, in: *GBL, Teil I*, Nr.5, S.113-124; Verordnung über die Kreditgewährung und die Bankkontrolle der sozialistischen Wirtschaft-Kreditverordnung- vom 28. Januar 1982, in: *GBL, Teil I*, Nr.6, S.126-133; Autorenkollektiv, *Sozialistische Betriebswirtschaft Industrie*, Berlin 1985, S.516 und S.521. このほか、個々のファンドに関する政令を参照。投資ファンド(傘下経営)の資金源には、さらに、中古設備売却益、損害保険給付金、コンビナート本部から再配分される減価償却資金等がある。

第5図 国家歳出と総投資との関係の推移



1) 価格支持補助金は、各経営の生産費の引下げや赤字補填を目的に国家予算から支出される。1950年には、農産物向けの補助金が含まれていない。51年と52年分には、工業製品分が含まれていない。なお、1959-64年、66年については不明である。65年のデータは存在する(18.7%)が、作図にあたっては省略した。

資料：Lothar Baar/Uwe Müller/Frank Zschaler, Strukturveränderungen und Wachstumsschwankungen, Investitionen und Budget in der DDR 1949 bis 1989, in: *Jahrbuch für Wirtschaftsgeschichte*, Heft 2, 1995, S.63-64; S.70-71. なお、同論文の数値は、統一後に閲覧可能となったドイツ連邦文書館(ポツダム)所蔵の国家予算決算書からの抜粋である。ただし、価格ベースは統一されていない(1950-59年は当年価格、60-67年は67年価格、68-75年は75年価格、76-80年は80年価格、81-88年は85年価格)。

国庫納入金(生産ファンド使用料およびNGA)を差し引いたのちに形成された。報償ファンド、業績ファンド、「青年社会主義者」口座資金、コンビナート長決定で運用される自由裁量ファンドといった福利厚生関連のファンドや、傘下経営の設備投資に充用される投資ファンドがそれにあたる。

これらのうち、投資ファンドは、他のファンドとは異なり、留保純利益だけでなく、国家からの再配分資金として固定設備投資向けに無償で供与される国庫資金、国立銀行から供与される固定設備信用(以下、国立銀行信用)をその主要原資としていた。かつて東ドイツの国有化が本格化した1950年代前半には、国庫資金の割合が高く、「生産的分野」の全投資額の約6割、50年代後半には4~5割に及んでいた(第5図)。しかし、そうした国家財政の役割も、投資に限ってみれば、50年代末から60年代半ばの経済改革

期にかけて急速に失われていった。国庫資金の割合は、この時期まで全体の10%以下(64-65年)に落ち込んだ。のちにそれは再び増加したが、以前の水準に達することはなく、投資資金は次第に他の源泉(自己資金や国立銀行信用)にとって代わられるようになった¹¹⁾。ただし、ほぼ同時期に、国庫から支出される価格支持補

11) その背景には、政府が国庫を通じた資金面からの統制を止め、物量計画の指令を介して投資活動を管理するようになったことがあげられる。また、返済義務のある銀行信用を利用させることで、投資計画への企業の責任を高めようとする政府の狙いがあったともいわれている。Lothar Baar/Uwe Müller/Franz Zschaler, Strukturveränderungen und Wachstumsschwankungen, Investitionen und Budget in der DDR 1949 bis 1989, in: *Jahrbuch für Wirtschaftsgeschichte*, Heft 2, 1995, S.70-71.

助金の比率が上昇したことは見落とされてはならない。この頃から、投資活動は、国家からの直接的な資金供与ではなく、補助金政策（赤字補填策をも含む）などの間接的手段で支えられるようになったのである。

投資ファンドのもう一つの財源である国立銀行信用には、利付きおよび無利子のものがあった¹²⁾。後者は、国庫が返済義務を負うことから事実上の補助金であったといえよう。いずれも、個々の事業主体と国立銀行¹³⁾に通達される投資計画にもとづいて供与された。1974年以来、利付き固定設備信用の返済期限は最大5年、基本利子率は年5%であった¹⁴⁾。投資が合理化諸施策のためになされたり、事業計画の期限前完了が明かとなった場合には、利子率は1.8パーセントを下限に引下げられた。反対に、計画が未達成に終わった場合、利子率は8パーセントを上限に引上げられた。また、投資の失敗の主因が経営側にあるとされた場合には、最大で年12

%（82年から：以前は10%）の制裁利子が課された。この利子率の操作は、コンビナートを計画に沿った投資活動に誘導する試みであったといえよう。しかし、基本利子率も、元本の返済も、投資計画とともに、すでにコンビナートのコストおよび価格計画、純利益計画の作成段階で考慮されていた。つまり、計画が滞りなく遂行されている限りでは、元利返済は、必ずしもコンビナートの「負担」とはならなかったのである。問題は、投資計画が順調に進まなかったり、利益の獲得が困難に陥った場合に生ずる可能性があった¹⁵⁾。

以上で見てきた国家財政や国立銀行との関係をも含め、投資ファンドは、コンビナートの資金循環の要となっていた。後述するように、1980年代全体を通して実施された制度改定が、資金調達方法をめぐって変化したこともその重要性を示唆している。以下では、それに言及する前に、投資ファンドを含む自己ファンド（原価回収分を除く）の形成額に影響を与えた生産ファンド使用料（生産ファンド＝機械・設備。ファンド＝基金とは区別されたい）とNGAについて確認しておくことにする。

2. 生産ファンド使用料

生産ファンド使用料（Produktionsfondsabgabe：以下、PFAと略称）¹⁶⁾は、傘下経営が取

- 12) 無利子の信用は、1988年に全固定設備信用の約13%を占めていた。他の年次については不明だが、1割を大きく超えることはなかったと思われる。
- 13) 建国前の1948年から67年までは、ドイツ発券銀行（Die Deutsche Notenbank：当時の中央銀行で投資金融を除く商業銀行的機能を兼務）ではなく、ドイツ投資銀行（Die Deutsche Investitionsbank）が投資金融に専門的に携わっていた。68年から74年までは、ドイツ発券銀行に代わって中央銀行となった国立銀行（Die Staatsbank der DDR）が「政府の銀行」として機能し、工業・商業銀行（Die Industrie-und Handelsbank）が投資金融、当座勘定業務、財務管理等の商業銀行的機能を担った。74年以降は、後者の解体に伴い、その全機能が国立銀行に統合された。Bundesministerium für innerdeutsche Beziehungen (Hrsg.), *DDR Handbuch Band A-L*, 3., überarbeitete und erweiterte Aufl., Köln 1985, S.143-146.
- 14) Verordnung über die Kreditgewährung und Bankkontrolle in der volkseigenen Wirtschaft vom 28. Januar 1982, in: *GBL Teil 1*, Nr. 6, S.126-133.

- 15) とはいえ、利益率の低下や赤字によって経営が悪化しても、企業は国庫補填によって倒産することはなかった。そのため、コンビナートの元利返済に対する責任の付与（＝動機付け）は、十分な効果をもたらし得なかったといわれている（中村靖『計画経済のミクロ分析』日本評論社、1992年、237-242頁）。
- 16) PFAが初めて導入されたのは1964年のことである。当時は試験的に6つの人民所有経営連合から選ばれた約200の経営体からのみ使用料が徴収された。その目的は、PFAが固定設備の再生産に与える影響を分析することであった。Erich Langner/Harry Nick, *Warum Produktionsfondsabgabe?*, Berlin 1965, S.3. その後、66年3月の政令（*GBL Teil 2*,

第2表 「生産的分野」からの国庫納入金の変化*

[単位: 100万マルク, (%)]

年	生産ファンド使用料		純利益控除		品目別賦課納入金		社会的ファンド分担金		国庫納入金(総額)	
	[実績]	(伸び率)**	[実績]	(伸び率)**	[実績]	(伸び率)**	[実績]	(伸び率)**	[実績]	(伸び率)**
1971	9,638	(61.3)	11,721	(-10.7)	17,745	(-6.3)	-	(-)	39,104	(13.6)
1972	10,149	(5.3)	11,893	(1.5)	20,062	(13.1)	-	(-)	42,104	(7.7)
1973	11,343	(11.8)	15,130	(27.2)	25,835	(28.8)	-	(-)	52,307	(24.2)
1974	11,393	(0.4)	16,976	(12.2)	25,041	(-3.1)	-	(-)	53,410	(-3.1)
1975	13,263	(16.4)	26,670	(57.1)	30,278	(20.9)	-	(-)	70,210	(31.5)
1976	14,289	(7.7)	22,230	(-16.6)	27,562	(-9.0)	-	(-)	64,081	(-9.0)
1977	15,454	(8.2)	22,543	(1.4)	34,735	(26.0)	-	(-)	72,732	(13.5)
1978	15,996	(3.5)	26,007	(15.4)	35,314	(1.7)	-	(-)	77,317	(6.3)
1979	16,816	(5.1)	32,883	(26.4)	34,976	(-1.0)	-	(-)	84,674	(-1.0)
1980	18,233	(8.4)	40,095	(21.9)	39,339	(12.5)	-	(-)	97,667	(15.3)
1981	19,769	(8.4)	42,082	(5.0)	37,702	(-4.2)	-	(-)	99,554	(-4.2)
1982	21,533	(8.9)	53,592	(27.4)	38,445	(2.0)	-	(-)	113,569	(14.1)
1983	22,911	(6.4)	55,681	(3.9)	39,283	(2.2)	-	(-)	117,874	(3.8)
1984	25,090	(9.5)	40,411	(-27.4)	50,242	(27.9)	20,093	(-)	135,836	(15.2)
1985	28,784	(14.7)	40,530	(0.3)	46,012	(-8.4)	26,602	(32.4)	141,928	(-8.4)
1986	29,029	(0.8)	38,664	(-4.6)	43,659	(-5.1)	33,968	(27.7)	145,319	(-5.1)
1987	28,409	(-2.1)	39,191	(1.4)	42,965	(-1.6)	34,127	(0.5)	144,692	(-1.6)
1988	30,031	(5.7)	43,578	(11.2)	43,108	(0.3)	35,194	(3.1)	151,911	(5.0)

* 生産的分野: 工業, 建設業(住宅を除く), 農業, 運輸業, 郵便・通信業, 国内商業, その他

** () 内の数値は, 対前年比伸び率. 1971年分については, 70年のデータを考慮してある.

資料: 1973年と75年の国庫納入金のデータは, Herwig E. Haase, *Grundzüge und Strukturen des Haushaltswesens der DDR*, Berlin (W) 1978, S.102. 70-72年, 74年, 76年の国庫納入金は, Alexander Barthel, *Betriebssteuern als Lenkungsinstrument in sozialistischen Planwirtschaften: Zur wirtschaftlichen Rechnungsführung (der DDR)*, in: Gernot Gutmann/Hannelore Hamel u.a. (Hrsg.), *Schriften zum Vergleich von Wirtschaftsordnung*, Band 42, Stuttgart/New York 1990, S.159. その他数値は, Staatliche Zentralverwaltung für Statistik (Hrsg.), *Statistisches Jahrbuch der DDR*, Berlin 1982 (S.248); 1984 (S.258); 1986 (S.260); 1988 (S.264); 1989 (S.264); Statistisches Amt der DDR (Hrsg.), *Statistisches Jahrbuch der DDR 1990*, Berlin, S.13, S.101 und S.299.

得・所持する物的資産に対して課される国庫納入金の一つであった。その課徴率は、原則的に

資産の取得時の価額＝粗価額 (Bruttowert) に対して年6%に設定され、傘下経営は獲得し

Nr.42, S.261-263), 67年2月に公布された人民議会決議 (*GBL. Teil 2*, Nr.9, S.115) と政令 (*GBL. Teil 2*, Nr.9, S.115) を経て全経営にPFAの納入が義務づけられた。課徴率はコンビナートあるいは経営グループごとに決定されていたが, 1971年1月に原則的に年6%に統一された (*GBL. Teil 2 und Teil 3*, Nr.4, S.33-36). Alexander Barthel, *Betriebssteuern als Lenkungsinstrument in sozialistischen Planwirtschaften: Zur wirt-*

schaftlichen Rechnungsführung (der DDR), in: Gernot Gutmann/Hannelore Hamel u.a. (Hrsg.), *Schriften zum Vergleich von Wirtschaftsordnung*, Band 42, Stuttgart/New York 1990, S.83-94. その後, 83年に政令の改定がなされたが, それはコンビナート改革に伴う形式的な変更にとまった。Verordnung über die Produktionsfondsabgabe vom 14. April 1983, in: *GBL. Teil 1*, Nr.11., S.106-107.

第3表 利用年数でみた工業用設備の構成(%)

利用年数	1977年	1985年	1989年
0～5年	29.3	28.3	27.0
6～10年	28.1	22.3	22.4
11～19年	25.1	28.4	29.2
20年以上	17.5	21.0	21.4
合計	100.0	100.0	100.0

資料: Institut für angewandte Wirtschaftsforschung (Hrsg.), *Wirtschaftsreport. Daten und Fakten zur wirtschaftlichen Lage Ostdeutschlands*, Berlin 1990, S.57.

た粗利益の一部をその納付に充てた。その用途は、とくに限定されていなかった。課徴の目的は、傘下経営における固定設備の稼働率や資材・製品在庫の回転率の向上、既存固定設備の改良・刷新あるいは売却・廃棄にインセンティブを与えることにあった。このような方法と目的で納入されたPFAは、1970年代半ばから80年代前半まで安定的な国庫収入源として推移してきた(第2表)。その間の固定設備資産総額の伸びがその多くを支えていたものと考えられる¹⁷⁾。

しかし、既存設備の稼働率やイノベーションの促進というPFAの導入目的に照らし合わせた場合、この安定性は決して肯定評価できるものではなかった。第3表は利用期間ごとに分類された工業用設備の構成比を示しているが、そこからは、1977年から85年までに利用年数5年以内の設備の割合が低下し、11年以上の設備の割合が増加したことを確認できる¹⁸⁾。85年以

前にはPFAは取得時の粗価額ベースで徴収され、その課徴率は固定設備の耐久年数に関わりなく年6%であったのだから、PFAの伸びはこの老朽設備からの徴収に依るものであったといえよう。

これに対して1985年に公布された『生産ファンド使用料に関する政令』は、課徴ベースを資産の粗価額から純価額(Nettowert)に変更した¹⁹⁾。これにより、PFAは減価償却による残存価額の低下に応じて減額され、コンビナート内に留保される純利益の増大可能性が高まった。それは、後述する投資ファンドへの繰入金増加につながるものでもあった。さらに、政令は固定設備に限って一律年6%という課徴率を廃止した。それに代わって、法定納入額がコンビナートないし傘下経営ごとに決定・指令されることになった²⁰⁾。この措置には、上述の課徴ベースの変更とならんで、1) 固定設備の法定耐用年数と法定減価償却率の変更(83年:コンビナート・傘下経営ごと)²¹⁾、2) 85年の固定設備資産価値の評価換え(85年)²²⁾、3) 固定設備オー

17) Statistisches Amt der DDR(Hrsg.), *a. a. O.*, S.16. とはいえ、80年代初頭から徐々に固定設備資産総額の伸び率の低下が顕著となる。前掲第3図で見てきた投資活動の減退がそれに関連している。80年代後半には投資活動が回復するが、固定設備資産の評価換え、減価償却法の変化等により、固定設備資産総額の増加は抑制された。

18) 「完全に減価償却済みの生産設備(家屋、構築物を除く)が1980年には全生産設備の約14%、1988年には約20%も占めていた」。中村、前掲書、229頁。

19) Verordnung über die Produktionsfondsabgabe vom 9.Mai 1985, in: *GBL. Teil 1*, Nr.13, S.158(第4条第1項)。課徴ベースの変更は、設備更新へのインセンティブを与えるとともに、既存設備の長期的利用のメリットをも引き出そうとするものであった。とはいえ、設備の長期利用にのみ力点が置かれた場合、技術刷新のための新規設備投資は抑制されかねない。短期的に変動する需要に技術的に対応できる生産体制の構築という観点からすれば、この変更はマイナスの側面を持つものでもあったといえよう。Alexander Barthel, *a. a. O.*, S. 250-251.

20) Verordnung über die Produktionsfondsabgabe vom 9.Mai 1985, S.161.同政令の第一次施行令付録2.1.を参照されたい。

21) Anordnung zur Überprüfung und Überarbeitung der normativen Nutzungsdauer und Abschreibungssätze für Grundmittel vom 2. August 1983, in: *GBL. Teil 1*, Nr. 23, S.236.

22) Anordnung über die Umbewertung der Grundmittel vom 14. Dezember 1984, in:

バーホール費用の資産価値への繰入禁止(85年)²³⁾、といった要因が関連していた。それらによる減価償却率や固定設備の価値構成の変更は、コンビナートないし傘下経営ごとに異なる影響を及ぼした可能性があったからである。しかし、こうした制度改定は、十分な効果をあげることができなかった。上記の政令が発効した86年以後、PFAの伸び率は低下していったが、老朽設備の割合の増加に対応して、その規模はむしろ増加したのである。

3. 純利益控除と自己ファンド

つぎに、PFAの控除後に留保される純利益の運用に関する制度改定とその実績を見ることにしよう。コンビナート改革が開始された1979年末から82年の経済計算制令の公布前まで、純利益の運用は、『人民所有経済のための財務資金調達指針』(以下、79年『指針』)²⁴⁾によって規制されてきた。82年の政令によってコンビナートの資金循環に関する新たな諸原則が定められてからは、『指針』は『人民所有経済のための財務資金調達指針に関する大蔵省通達』(以下、82年『通達』)に格上げされ、より国家的規制力の強いものとなった²⁵⁾。

この『通達』への改定で最も重要だったのは、計画的に獲得された純利益の運用計画において項目の優先順位が変更されたことであった。82年『通達』では、82年政令の規定に準拠して、

NGAの納付が最優先されるようになった。また、獲得した純利益が計画額を下回った場合のNGAに関する規定が新たに設けられた。79年『指針』までは、純利益計画が未達成ながらもNGAの納入が部分的に可能である場合には、純利益の計画額と実際に獲得した純利益の差額の50パーセントが納入から免除されていた。また、獲得した純利益総額がNGAの年間総額に満たない場合には、獲得した純利益のみが納入されるという特例もあった。これらの措置は82年『通達』で廃止され、計画が未達成であってもNGAを完全履行することになった²⁶⁾。その際、傘下経営の各種自己ファンドやコンビナート本部資金の取り崩しが要請されることもあった。前掲第2表からは、この変更ののちに、NGAが急速に増大したことを確認できる(1982年)。経済実績の悪化という、この時期の状況下では、NGAの完全履行の要請は、コンビナートの可処分利益の圧縮に繋がりがかねない事態であった。

翌1983年の『通達』改定時には、一転して超過純利益の運用計画においてNGAよりも自己ファンドへの資金繰入が優先されるようになった。それを補完すべく、83年『通達』は先の50%免除規定を廃止し、超過純利益からの自己ファンドの繰入を、NGA計画前に策定される法定割当額(normative Anteile)²⁷⁾にもとづいて計画・運用することとした。これにより、コンビナートには自己ファンドの拡充の可能性が与えられた²⁸⁾。これらの変更は、国民所得の伸び率

GBL. Teil 1, Nr. 37, S. 450-456. この大蔵省通達により、従来の「取得価額1000マルク以上」に代わって「2000マルク以上」の固定設備が評価換えの対象となった(第2条第3項)。

- 23) Anordnung über den Fonds für die Instandhaltung vom 19. April 1985, in: GBL. Teil 1, Nr. 12, S. 155 (第4条第4項)。
 24) Finanzierungsrichtlinie für die volkseigene Wirtschaft vom 21. August 1979, in: GBL. Teil 1, Nr. 28, S. 253-301。
 25) Anordnung über die Finanzierungsrichtlinie für die volkseigene Wirtschaft vom 28. Januar 1982, in: GBL. Teil 1, Nr. 5, 1982, S. 122-123。

- 26) 82年『通達』II-3。これは、83年『通達』第6条第1項、87年『通達』第6条第1項に継承された。
 27) コンビナート・経営が超過純利益から得られる資金の下限のことを指す。Karlheinz Tannert/Willi Ehler/Helmut Dietrich/Gerd Gebhardt(Hrsg.), *Lexikon der Wirtschaft Finanzen*, Berlin 1986, S. 224. この法定標準割当額に関する規定は、87年『通達』で廃止された。
 28) とはいえ、割当額の設定は、上級国家機関の裁

の低下に歯止めをかけるべく、コンビナートを純利益計画の超過達成へ誘導するための対症療法的措置であったともいえる²⁹⁾。同『通達』が発効した84年のNGAの絶対減には、そうした背景があったのである。

その後、1986年には、自己ファンドの形成を優先するという方向性が再び強調されるようになった。とりわけ注目されるのは、同年10月にSED経済担当書記のG.ミッターク (Günter Mittag) によって示された「管理、計画策定および経済計算制の完成化」の基本方針であった³⁰⁾。それは、「資金自己調達」³¹⁾をコンビナー

トに徹底させるために、1) 新しい投資ファンドをコンビナート本部口座に設ける、2) 特定の投資事業において貸付利率を引下げる、というものであった。この路線に沿って、『通達』改定の1ヶ月前には「計画外投資ファンド」(企業決定投資)の導入が決定された³²⁾。コンビナートは、中央決定投資の計画に沿って形成される投資ファンドとは別枠で資金調達できるようになったのである。87年の『通達』(87年2月27日公布、88年1月1日発効)は、この「計画外投資ファンド」の形成をも考慮して計画純利益と超過純利益の運用計画を立てることになった。この改定はNGA納付の優先順位を後退させることにつながったが、統計的にはNGAの増大を確認できる(前掲第2表:1988年)。それには、この年の粗利益の増加が関連していたと考えられる。しかし、その増加が『通達』の改定が意図する自己ファンドの増加につながったかどうかは、粗利益の具体的な運用状況をいまま少し掘り下げて確認する必要がある。そこで、ここまで確認してきた一連の制度変更が、コンビナートにおける利益の運用、強いてはその運用の柱となる投資金融に与えた影響について見ていくことにしよう。

量に任されていた。場合によっては、金額が国庫納入金を下回る決定も可能性も存在した。政府発表では、1984年に法定割当額にもとづいて形成された自己ファンド(業績ファンド、報奨ファンド)の総額は、超過純利益の18~35%にすぎなかった。残余の超過利益は、『通達』どおり国庫に納入された。Autorenkollektiv, *Blickpunkt Wirtschaft: Planungsordnung 1986-1990*, Berlin 1985, S.86.

- 29) 最大の国庫納入金項目であったNGA収入を減少させるため、政府は、新たに社会的ファンド分担金の課徴を決定した。同分担金は賃金税に相当し、原価回収方式で調達される。導入の目的は、合理的な労働力の投入と配分にあった。これによりNGAの減少分が補填され財政収入が確保される反面、それが原価負担で調達されるために価格引き上げ要因となった(87年まで4度にわたって部分改定された)。Verordnung über den Beitrag für gesellschaftliche Fonds vom 14. April 1983, in: *GBL. Teil I*, Nr. 11, 1983, S.105 - 106; Erste Durchführungsbestimmung zur Verordnung über den Beitrag für gesellschaftliche Fonds vom 14. April 1983, in: *GBL. Teil I*, Nr. 11, 1983, S.106.
- 30) Günter Mittag, » Leitung, Planung und wirtschaftliche Rechnungsführung in der Volkswirtschaft der DDR«, in: *Einheit*, Nr.10, 1986, S.876 und S.881.
- 31) この原則が政策的に初めて強調されたのは、1960年代半ばの経済改革期であった。それは、固定設備投資や物的流動資産投資向けの資金を純利益や銀行信用によって調達することを要請するものであった。Hannelore Hamel / Helmut Leipold, *Wirtschaftsreformen in*

der DDR-Ursachen und Wirkungen-, in: Forschungsstelle zum Vergleich wirtschaftlicher Lenkungssysteme (Hrsg.), *Arbeitsberichte zum Systemvergleich*, Nr. 10, 1987, S.30-31.当時の経済改革の急先鋒にいたG.ミッターク(改革が政治的に抹殺された70年代前半は第一線から外された)が、80年代半ばに再度この原則を採用したことは、60年代に展開された計画経済への市場原理の導入に関する議論を再考する手がかりにもなっている。

32) Anordnung über die Planung, Bildung und Verwendung des eigenverantwortlich zu erwirtschaftenden und zu verwendenden Investitionsfonds vom 29. Januar 1987, in: *GBL. Teil I*, Nr. 3, S.15.

III. コンビナートにおける投資ファンドの調達

1. 投資ファンドの調達機構とその改定

先述したように、傘下経営の投資ファンドは、1) 自己資金（減価償却および留保純利益）、2) 固定設備投資向けの国立銀行信用、3) 国庫資金を主要な原資として形成された（前掲第4図）。国家予算計画で決定される国庫資金供与を除けば、いずれの資金源を重視するのか、という投資政策上の問題は、さきの『指針』ないし『通達』の改定に伴って変化した。79年『指針』から82年『通達』への改定に際しては、投資資金の調達に直接関わる変更はなかった。変化は、83年『通達』のなかに見られた。投資ファンドの財源として優先順位の高かった減価償却資金³³⁾や、固定設備の売却・撤去・廃棄に伴う収入³⁴⁾、損害保険金収入³⁵⁾といった項目については内容的にも大きな変更はなかったが、

33) 減価償却引当は、計画にもとづいて傘下経営単位で積立てられる。その一部は、国庫に納入される。残余は、a) 傘下経営の固定設備投資ファンドへの繰入れ、b) 利付き固定設備信用の計画的返済、c) コンビナート本部の『減価償却引当金の再配分』口座への納入に使用される。

34) 固定設備資産の売却・撤去・廃棄に伴う収入は、固定設備の残存価額の大きさで決まる。それは、1985年のPFA制度の改訂の結果、既存設備を早期に撤去・廃棄するよりも、長期間利用するほうが納入金負担が軽減されたことから、その意義を失ったことが考えられる。Institut für angewandte Wirtschaftsforschung(Hrsg.), *Wirtschaftsreport. Daten und Fakten zur wirtschaftlichen Lage Ostdeutschlands*, Berlin 1990; S.57; 青木国彦『体制転換』有斐閣, 1992年, 55-57頁。

35) 固定設備の損害保険は、その総価額(取得額)が上限となる。ただし、固定設備の純価額が、総価額の40パーセントに達しない場合には純価額が上限とされる。流動資産の損害については、損害が発生する直前までに流動資産の生産・運搬・販売にかかった費用が保険の対象となるが、実際には流動資産の販売時の価格が保険金給付の上限となる。強制加入保険の保険料は、各経営のコストとして原価に組み入れられ、任意保険料は企業の純利益から支払われる。

他の項目では順位の入替えと追加があった。それに関連させながら、以下では、同『通達』の改定のポイントを整理しておくことにしよう。

第一の改定点は、それまで補完的な資金源として位置づけられてきた留保純利益（純利益マイナスNGA）と利付き固定設備信用の順位が上昇したことである。これは、国家予算に依らない投資資金の自己調達が重視されるようになったことを意味した。

第二は、それまで禁じられていた準備ファンドの投資への転用が認められたことである。一時的資金需要の発生への対処という準備ファンド本来の目的を阻害しかねないこの改定は、1981～82年の国民所得成長率の急落と「消費」優先政策の再提起という矛盾した事態のなかで、幅広い資金源を確保しようとする政策当局の苦肉の策であったといえよう³⁶⁾。

第三の改定点は、投資ファンドへの資金繰入原則のなかに見られた。利益計画の未達成を理由に投資の資金繰りが困難になった場合、一部の自己ファンドの取崩し、償却前固定設備の売却、銀行への救済融資の申請等によってコンビナートや傘下経営が自力で対処することが要請された。これにより、国庫補助に一定の制限が設けられた。

改定の第四の柱は、利付き固定設備信用の返済に関する規定のなかに見られた。返済資金の主要財源は、従来通り純利益とされたが、期限前の返済については準備ファンドの使用が認められた。他方、固定設備を担保とする資金繰りが禁じられたり、返済計画の不履行に対する制裁措置が設けられるなど、コンビナートにはこれまでよりも厳しい返済条件が課された。

以上で見てきた83年『通達』の改定点は、87年『通達』によって補強された。最大の変化は、先述の計画外投資ファンドに関連するものであ

36) 経済状況の回復を背景に、87年『通達』では再び準備ファンドの転用が禁止された。この措置の一過性が窺われる。

第4表 工業における投資ファンド資金源の構成¹⁾

[単位: 1,000マルク, (%)]

年	国庫資金			国立銀行信用			自己資金			資金総額		
	総額	(構成比)	(伸び)*	総額	(構成比)	(伸び)*	総額	(構成比)	(伸び)*	総額	(伸び)*	計画達成率
1980	3,984,096	(17.1)	(100)	10,241,686	(43.8)	(100)	9,135,535	(39.1)	(100)	23,361,317	(100)	96.6
1981	4,958,943	(18.6)	(124)	11,266,470	(42.4)	(110)	10,369,060	(39.0)	(114)	26,594,473	(114)	97.6
1982	7,816,443	(26.9)	(196)	11,789,756	(40.5)	(115)	9,486,741	(32.6)	(104)	29,092,940	(125)	97.7
1983	8,531,809	(28.3)	(214)	11,139,455	(37.0)	(109)	10,443,626	(34.7)	(114)	30,114,890	(129)	95.7
1984	5,378,743	(18.7)	(135)	10,902,330	(37.9)	(106)	12,453,701	(43.3)	(136)	28,734,774	(123)	95.0
1985	5,349,490	(17.2)	(134)	12,682,118	(40.7)	(124)	13,095,181	(42.1)	(143)	31,126,789	(133)	93.8
1986	2,499,053	(7.7)	(63)	13,658,984	(42.3)	(133)	16,167,805	(50.0)	(177)	32,325,842	(138)	93.5
1987	3,041,433	(7.5)	(76)	20,468,015	(50.7)	(200)	16,858,046	(41.8)	(185)	40,367,494	(173)	99.9
1988 ²⁾	4,408,120	(8.1)	(111)	29,643,171	(54.7)	(289)	20,114,683	(37.1)	(220)	54,165,974	(232)	100.3
1989	5,089,901	(8.1)	(128)	10,531,663	(54.7)	(103)	39,387,868	(71.6)	(431)	55,009,432	(235)	95.7

* 1980年=100とする指数

1) 中央直轄工業のみが集計対象。県直轄工業は一部(食品)のみ集計に加えられている。

2) 1988年の資料では、はじめて無利子の国立銀行信用の数値が公表された。それは、国庫資金で返済されることから、事実上の国庫資金とみなしてよい。本表の集計にあたっては、同銀行信用を国庫資金として扱った。

資料: Staatliche Zentralverwaltung für Statistik, Finanzierung der Investition: Vertrauliche Verschlussache, B 6 - 83/81; B 6 - 36/82; B 6 - 60/83; B 6 - 81/84; B 6 - 903/84; B 6 - 798/85; B 6 - 116/87; B 6 - 45/88; B - 111/89; Investitionsfonds für Vorhaben des Staatsplanes Investitionen (1989); Eigenverantwortlich zu erwirtschafteter und zu verwertender Investitionsfonds-Zuführungen- (nur ausgewählte Kombinate) und ohne ausgewählte Kombinate); Investitionsfonds gemäß Finanzierungsrichtlinie. 以上は、統一前の非公開資料。秘密保持の度合いは、以下の通り(高い順)。Geheime Verschlussache, Vertrauliche Verschlussache, Vertrauliche Dienstsache, Nur für Dienstgebrauch.

た。純利益は投資ファンドの資金源の優先順位において第1位におかれた。これにより、投資活動は、コンビナートが実際に獲得した利益の大きさに依存する度合いを強めたのである³⁷⁾。もう一つの重要な変化は、利付き固定設備信用

が資金源としての優先順位を高めたことである。83年と87年の二度の『通達』改定を通じて銀行信用の積極的利用が段階的に強められたのである。最後に、87年『通達』は、従来認められてきた業績ファンドと「青年社会主義者」口座資金からの投資ファンドへの資金転用を全面的に禁止した。これは、両者の形成目的が、本来の企業内福利厚生施設の改善に特化されたこと、両者の主要源泉が超過純利益から純利益に変更されたことにもとづく³⁸⁾。これにより、超過純利益は福利厚生のためではなく投資を主目的と

37) 87年『通達』が発効した88年1月からしばらくの間、計画外投資ファンドは、設備更新や合理化向け固定設備のコンビナート内製造にのみ使用を認められていた。また、その形成額には最高500万マルクという上限が設けられた。89年には、16のコンビナートに限りこれらの制限が撤廃された。Doris Cornelsen, Die Wirtschaft der DDR in der Honecker-Ära, in: Vierteljahrshäfte zur Wirtschaftsforschung des DIW, Heft 1, 1990, S.76; Doris Cornelsen, Die Volkswirtschaft der DDR: Wirtschaftssystem-Entwicklung - Probleme, in: Werner Weidefeld/Hartmut Zimmermann (Hrsg.), Deutschland-Handbuch. Eine doppelte Bilanz, München 1989, S.273.

38) Anordnung über den Leistungsfonds zur Verbesserung der Arbeits- und Lebensbedingungen vom 29. Januar 1987, in: GBL, Teil 1, Nr. 3, S.13-14. この大蔵省・国家計画委員会通達は、83年『通達』で示された業績ファンドから青年社会主義者口座資金への資金繰入(福利厚生施設の建設投資向け)に関する規定を削除した。

第5表 工業省直轄のコンビナートの粗利益とその運用*

[単位：1,000マルク，(%)]

年	粗利益 (A) (伸び率)	運用された純利益 (B) (伸び率)	(B)/(A)	うち、純利益控除 (C) (伸び率)	参考 (C)/(B)	留保純利益 (D)=(B)-(C)	投資の自己資金分 (E)	両者の差額 (D)-(E)	
1980	59,271,008	-	78.5	34,644,216	-	74.4	11,893,600	9,135,535	2,758,065
1981	63,358,324	(6.9)	77.2	36,271,261	(4.7)	74.2	12,621,181	10,369,060	2,252,121
1982	57,374,700	(-9.4)	87.0	40,306,002	(11.1)	80.7	9,622,453	9,486,741	135,712
1983	57,628,415	(0.4)	90.7	39,887,817	(-1.0)	76.3	12,362,131	10,443,626	1,918,505
1984	51,618,734	(-10.4)	79.2	25,719,881	(-35.5)	62.9	15,159,540	12,453,701	2,705,839
1985	54,474,150	(5.5)	85.9	28,600,609	(11.2)	61.1	18,198,553	13,095,189	5,103,364
1986	43,997,866	(-19.2)	85.5	25,548,185	(-10.7)	67.9	12,086,804	16,167,805	-4,081,001
1987	51,333,013	(16.7)	79.4	30,000,220	(17.4)	73.6	10,783,853	16,858,046	-6,074,193
1988	55,017,501	(7.2)	80.6	27,383,634	(-8.7)	61.8	16,949,894	20,114,683	-3,164,789

* 工業省直轄のコンビナートのみの集計である。

資料：Staatliche Zentralverwaltung für Statistik Abteilung 4：Vertrauliche Verschlussache, B 6 - 85/81, B 6 - 38/82; B 6 - 62/83; B 6 - 82/84; 6 - 905/84; B 6 - 800/85; B 6 - 115/87; B 6 - 44/88; B 6 - 249/89.

する資金源としての意義を高めた。

2. 資金調達状況の概要

以下では、これまで確認してきた『通達』の改定が、コンビナート内の投資資金源の構成にどのような変化をもたらしたのかを検討しよう。さきに見てきたように、1960年代初頭まで投資金融の主要源泉は国庫資金であった。しかし、その後の経済改革期において、減価償却や純利益などの内部留保と国立銀行からの借入金がそれにとって代わるようになった。構成の変化を国有セクター工業に限ってみると、1965年には国庫資金は16.8%、国立銀行信用は4.0%、自己資金は79.2%であった。以後75年までに、それぞれ21.0%、35%、44%という構成となり、国庫資金の比重が高まったが³⁹⁾、80年代初頭にかけて、再び国庫資金の比重が低下した⁴⁰⁾。工

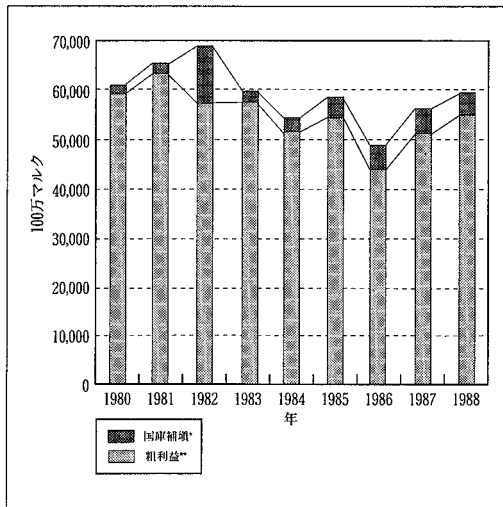
業省直轄の全コンビナート（県・郡直轄コンビナート分を除く）についてみると、80年には国庫資金、国立銀行信用、自己資金の比率は、順に17.1%、43.8%、39.1%（第4表）という構成比となった。経済計算制令および『通達』が発効した82年になると、国庫資金の比率は一時的な高まりをみせた。その背景には、低成長下で工業省管轄下のコンビナートの粗利益が減少するという事態があった（第5表）。そうしたなかで、82年『通達』によるNGAの完全納付の要請は留保純利益の減少につながり、自己資金からの資金調達が困難になった。それに加えて、国立銀行からの融資が抑制されたために、政府の財政的テコ入れが一層必要とされるようになり、赤字補填や救済融資の形で国庫補助金

39) Autorenkollektiv, *Kredit und Zins im System der Eigenerwirtschaftung der Industrie der Volkswirtschaft*, Berlin 1968, S.27.同書の1965年の数値は、青木氏が示した数値に一致する。青木、前掲書、59頁。なお、文献相互の数値の整合性が問題点として残るが、60年代には国家予算資金の比率が低下

したことは、どの分析からも明かである。たとえば、長谷川信彦「第5章 東欧諸国の産業金融制度」(田中壽雄編『東欧諸国の銀行制度と金融管理』、アジア経済研究所、1976年、104頁所収)。Bundesministerium für innerdeutsche Beziehungen (Hrsg.), *a.a.O.*, S. 674-675.

40) M. E. Ruban und Heinz Vortmann, *Subvention kontra Investitionen*, in: *Deutschland Archiv*, Heft 12, 1980, S.1278.

第6図 粗利益と国庫補填金の推移



* 中央直轄の工業コンビナートの赤字補填および自己ファンドへの救済的追加繰入金

**工業省直轄の工業コンビナートの粗利益のみ集計
資料：第5表と同じ

が大幅に増額されたのである（第6図：81年21億マルク，82年115億マルク）。

1983年になると，粗利益の伸びが停滞するなかで，NGAの減額によって留保純利益の増加が図られ，自己金融の資金基盤や銀行借入に対する返済能力が補強された。また，前年に引き続き国庫資金が増額された。しかし，投資資金調達計画の達成率は，前年までの97%台から95%台に低下していた（前掲第4表）。83年『通達』が発効した84年になると，国庫資金は絶対額でも，その構成比においても大幅に減少し（28.3%から18.7%），代わって自己資金の比率が高まった。それには，『通達』において国庫納入よりも自己ファンドの形成が優先されるようになったこと，投資資金源として内部留保が以前に比して重視されるようになったことが関連していたといえよう。しかし，この年の動向を評価するにあたっては留意しなければならない点があった。前掲第5表に見られるように，84年にはコンビナートの粗利益は前年の576億マルクから516億マルクへと減少していた。にもかかわらず自己資金を増額することができた

のは，NGAの大幅減額（398億マルクから257億マルクへ）を通じてコンビナートの留保純利益が確保されたからであった。「資金自己調達」を重視するという『通達』の狙いは，国庫収入の一部を犠牲にすることによって辛うじて達成されたのである。国立銀行信用については，83年『通達』において合理化投資を促進するために積極的に利用されることが示されたものの，それには返済条件の厳格化，返済の資金源となる利益の減少，といった制約的要因が働いていた。85年になると，粗利益の増加というポジティブな動向が見られたが，低下傾向にあった投資資金計画の達成率を回復させるには不十分であった。自己資金の確保には，前年と同様にNGAの相対的減額（前掲第5表）や，国庫補填の増額（第6図）によって対処されねばならなかった。

こうした状況は，「資金自己調達」の強化がうたわれた1986年以降に一層深刻なものとなった。国家予算からの資金調達は，86年に前年の53億マルクから25億マルクへとほぼ半減し，翌年以降もその意義を高めることはなかった。それに代わって自己資金と銀行借入金による資金調達が急激な増大を示した。自己資金は86年に前年比で30億マルク増加して160億マルク台となり，以後それが維持，拡大された（87年～88年）。国立銀行信用はそれ以上の伸びを記録し，87年と88年には自己資金を絶対額で凌駕した。さきに見てきた「資金自己調達」の強化や87年『通達』は，こうした実績が積み重ねられながら立案・実施されたのである。

とはいえ，この状況も1986年から87年の留保純利益の獲得状況を見る限り楽観視できるものではなかった。この間に，粗利益は86年に急減してからは一転して増加し，運用された純利益もそれに伴って増大した。しかし，獲得した留保純利益は投資向けに投入された自己資金額を大きく下回るようになっていたし（前掲第5表），留保純利益を返済の主要財源とする国立銀行信用も急増していた（86年：136億マルク，87年：

204億マルク)。コンビナートによる「資金自己調達」は、極めて脆弱な資金基盤のうえに立っていたといえよう。このような事態となった背景には、無謀ともいえる資金調達計画（86年：340億マルク，87年：404億マルク）が自己資金からの資金調達額を引き上げていたこと、粗利益の規模が以前の水準に到達していなかったこと、NGA比率（C/B）が増大されたことなどがあつた。自己資金による資金調達と国立銀行信用の返済のためには、86～87年にはこれまで以上に財政的下支えが必要となっていたのである。この状況は、留保純利益の増加がみられた88年にも好転することはなかった。資金調達計画が一層引き上げられるなか、獲得した留保純利益は前年と同様に投資向けに投入された自己資金額を下回つた。また、国立銀行信用も296億マルクに膨れ上がり、コンビナートの返済負担は以前にも増して高まつた。

おわりに

これまでの分析により、1982年の経済計算指令を起点とする投資金融制度改革は、政令や省令の改定を重ねつつ、国庫資金への依存からの脱却、内部留保資金を基盤とする「資金自己調達」の強化、国立銀行信用の積極的利用に向けて進められたことが明らかになった。その方向性は、明確な期限や目標に沿って打ち出されたというよりは、経済成長や利益獲得状況が悪化するなか、手探りの改革を通じて徐々に確定していった、という印象を与えるものであつた。

1980年代全体を見渡す限り、その前半はコンビナートの利益獲得動機を喚起したり、その独立採算制を実質化すべく、自己資金と銀行信用を主要源泉とする「資金自己調達」をめぐる制度改定がなされた時期であつたといえよう。繰り返し述べてきたように、その背景には経済成長率の低下局面において可能な限りコンビナートの利益増大を図り、それを危機下の生産力引上げ策に振り向けるという政策当局の狙いがあつ

た。82年には「資金自己調達」の方向性は示されたものの、その主要な原資となる純利益の運用においては国庫納入義務の完全履行が優先された。翌83年には、一転してコンビナート内で形成される自己ファンドを重視した計画純利益の使用が認められ、超過純利益の運用についてもコンビナートの自由裁量の幅が拡大された。また、国立銀行信用の積極的利用も要請され、国家財政から独立した資金調達が試されることになった。さらに85年には、NGAに並ぶ重要な国庫収入源であつたPFAに関する新規規定が導入され、コンビナートの自己ファンドの形成を一層有利にする制度が確立した。

こうした法制面での変化や、1986年の政策当局（G.ミッターク）の提案を機に、投資金融においてコンビナートによる「資金自己調達」を徹底しようとする動きが見られるようになった。86年～88年は、まさにその実験の年となり、国庫からの資金供与を大幅に抑制し、自己資金と国立銀行信用を柱とする資金調達が行われるようになった。しかし、制度改定の目論見とは裏腹に、自己資金の形成や借入金の返済のためのコンビナートの資金的基盤は極めて脆弱であつた。86年以降、粗利益の伸びは見られたものの、その規模は過去最低の伸びを記録した81～82年の水準をも大きく下回るものだったのである。そうしたなかで、NGAの減額を通じてコンビナートの留保純利益の確保が図られたが、野心的ともいえる投資拡張が続けられた結果、投資向け自己資金の投入額はそれを大幅に超えた。また、留保純利益が縮小傾向にあるなかで進められた国立銀行信用の急増は、コンビナートの支払い能力を無視しかねないものとなつた。そのため、86年以降は、国庫補填金の増額によりコンビナートの収益性の低さが補われねばならなかつたのである。

東ドイツの体制崩壊前の10年間における投資金融制度改革の分析からは、政策当局が、危機打開の活路を、この改革に見いだそうとしていたことを窺い知ることができる。しかし、実質

的な変化の速度は緩慢であった。その背景には、経済成長が低調かつ流動的であったこととならんで、コンビナートの独立採算の強化を目指す改革に対してイデオロギー的抵抗があったことも考えられる⁴¹⁾。そうしたなかで国家資金への依存からの脱却と「資金自己調達」強化の路線

が明示されたが、現実には、国家財政の力なしには、コンビナートの投資は支えることができなかった。コンビナートの国家からの自立という課題の前には、コンビナート独自の資金調達能力の欠如という問題が横たわっていたのである⁴²⁾。以上が、本稿の結論である。

41) 当時の改革の先頭に立った G. ミッタークは、すでに80年代初頭に東ドイツの経済的破綻を予期していたという。それにもかかわらず、改革は段階的にしか進められなかった。経済計算制改革によるコンビナートの権限向上、その国家からの独立性の高まり、計画経済の枠組みの解体を懸念する力が働いていたものと思われる。Allein die Statistik im Griff, in: *Der Spiegel*, Nr. 37, 9. September 1991, S. 80-104; Theo Pirker/Rainer Lepsius/Rainer Weinert/Hans/Hermann Hertle, *Der Plan als Befehl und Fiktion*, Opladen 1995, S. 19-31.

42) 今後は、コンビナートへの外部資金の供給者であった国家財政や国立銀行の資金基盤が成長率低下の趨勢のなかでどのような状態にあったのかを、より立ち入った分析によって解明していきたい。